いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

資料２

日常の観察・アンケート・教育相談・

周りの児童生徒の訴え等の情報

担任・学部主事

生徒部主事

校長

教頭

いじめ対策委員会

校長、教頭、関係児童生徒学部主事、生徒部主事、関係職員・指導員、養護教諭

学部会・職員会議

【いじめへの対応】

●現在までの事実を時系列にして残す。また今後の対応同様に記録

●調査の方針と方法などの決定

●役割分担の確認

●目的　優先順位　担当者　期日　　など

〈報告・事実関係の把握 指導〉

●指導の方針決定、指導方針の確立

　・特定（加害児童生徒及び保護者、被害児童生徒及び保護者）

　・一部（観衆、傍観者）

　・全体（全校、学部、学級）

保護者

県教育委員会

・特別支援教育課

・こども安全支援室

関係機関

・市町村教委

・警察

・医療機関

・児童相談所

 いじめ解消への指導・支援

継続指導・経過観察

　　　　　　　　　　●事態収束の判断

　　　　　　　　　　　・被害児童生徒がいじめの解消を自覚し、関係児童生徒の関係が

　　　　　　　　　　　良好となっている。

いじめ防止委員会

再発防止・未然防止について検討

※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする・

ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

不登校及び生命又は身体、財産等がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

〇速やかに県教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、速やかに事案の解決にあたる。

〇事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

〇事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に務める。